

【その他】

(単位：百万円)

| 国庫補助負担金名 | 平成16年度 国予算額 |
|---------------------------|----------------|
| 農業経営対策地方公共団体事業推進費補助金 | 1,149 |
| 植物防疫事業交付金 | 364 |
| 農業生産振興事業推進費補助金 | 225 |
| 総合食料対策事業推進費補助金 | 896 |
| 農林水産試験研究費補助金 | 127 |
| 農業信用保証制度円滑化対策費補助金 | 590 |
| 林業生産流通振興事業費補助金 | 333 |
| 林業生産流通振興地方公共団体事業費補助金 | 1,307 |
| 森林資源地方公共団体管理費補助金 | 910 |
| 漁業近代化資金利子補給等補助金 | 1,682 |
| 水産業振興事業費補助金 | 1,046 |
| 水産業振興地方公共団体事業費補助金 | 3,306 |
| 漁業調整委員会等交付金 | 222 |
| 中小漁業融資保証制度円滑化対策費補助金 | 104 |
| 中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金 | 5,261 |
| 産業再配置促進環境整備費補助金 | 54 |
| 輸入関連事業者集積促進事業費補助金 | 129 |
| 資源循環型地域振興事業費補助金 | 112 |
| 工業団地造成利子補給金 | 15 |
| 小規模企業等活性化補助金 | 22,573 |
| 住宅産業構造改革等推進補助金 | 628 |
| 土地利用転換計画策定等補助金 | 384 |
| 土地分類調査費等補助金 | 100 |
| 廃棄物再生利用等推進費補助金 | 412 |
| 環境保全調査等補助金 | 100 |
| 環境監視調査等補助金 | 2,655 |
| 交付地方債元利償還金等補助金 | 171 |
| 鳥獣等保護事業費補助金 | 106 |
| 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 | 3,220 |
| 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金 | 1,200 |
| 森林資源管理費補助金(保安林整備管理事業費補助金) | 403 |
| 地籍調査費負担金 | 13,672 |
| 廃棄物再生利用施設整備費補助金 | 750 |
| 合 計 | 3,228,384 |

参 考

「移譲対象補助金」から除外すべき主な国庫補助負担金 (平成16年度予算額、単位：百万円)

- 地方財政法第10条の4に規定する国庫委託金、税の代替的性格を有するものなど税源移譲にしまないもの
 - ・統計調査事務地方公共団体委託費 12,445
 - ・外国人登録事務委託費 4,486
 - ・国有資産所在市町村交付金 34,898
 - ・国有提供施設等所在市町村助成交付金 24,750
- 国家補償的性格を有するものなど本来国で実施すべきもの、特定地域の特別の事情により講じられているもの
 - ・電源立地地域対策交付金 112,395
 - ・原子力施設等防災対策等交付金 14,884
 - ・石油貯蔵施設立地対策等交付金 6,496
 - ・施設周辺整備助成補助金 20,135
 - ・沖繩米軍基地所在市町村活性化特別事業費補助金 8,050
 - ・国宝重要文化財等保存整備費補助金、
国宝重要文化財等保存活用施設整備費補助金、
史跡等購入費補助金 18,107
- 災害復旧のためのもの
 - ・河川等災害復旧事業費補助 28,196
 - ・河川激甚災害対策特別緊急事業費補助 13,320
 - ・農業用施設災害復旧事業費補助 6,982
 - ・砂防激甚災害対策特別緊急事業費補助 5,720
- 社会保障関係の負担金のうち、格差なく国による統一
的な措置が望まれるものや、制度全般の見直しの中で検
討すべきもの
 - ・生活保護費負担金 1,738,445
 - ・児童扶養手当給付費負担金 301,317
 - ・療養給付費等負担金 1,966,446
 - ・財政調整交付金 502,361
 - ・老人医療給付費負担金 2,543,425
 - ・老人保健医療費拠出金負担金 815,548
 - ・介護給付費等負担金 1,095,263
 - ・介護給付費財政調整交付金 272,575

活 動

別表3

国による関与・規制の具体的事例

【事例1】木造による社会福祉施設の整備

木造による社会福祉施設の整備については、建築基準法には適合して、厚生労働省の個々の設置基準により困難となっている。例えば、木造2階建ての特別養護老人ホームについては、建築基準法では2階が、

未満の場合は設置300できるが、厚生労働省の基準では木造は平屋建てに限られており、設置できないことになる。

参照 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(省令)

【事例2】幼稚園、保育所の施設設置基準

幼稚園と保育所では、施設設置基準等が異なっている。保育所には全園一律の児童福祉施設最低基準によ

別表2

廃止すべき国直轄事業負担金 (平成14年度普通会計決算)

1 国直轄事業負担金

(単位:百万円)

| 区 分 | 平成14年度決算額 | | |
|-------------|-----------|---------|-----------|
| | 都道府県 | 市町村 | 計 |
| 農 林 水 産 業 費 | 247,539 | 24,054 | 271,593 |
| 土 木 費 | 1,076,857 | 114,815 | 1,191,672 |
| 道路橋りょう | 670,769 | 67,176 | 737,945 |
| 河 川 海 岸 | 339,625 | 118 | 339,743 |
| 港 湾 | 50,501 | 45,729 | 96,230 |
| 都 市 計 画 | 11,261 | 689 | 11,950 |
| 空 港 | 4,701 | 1,103 | 5,804 |
| 小 計 | 1,324,396 | 138,869 | 1,463,265 |
| 災 害 復 旧 費 | 13,722 | - | 13,722 |
| 合 計 | 1,338,118 | 138,869 | 1,476,987 |

※ 国直轄事業負担金(都道府県分)決算額には、下記の維持管理費を含む。

2 維持管理費

(単位:百万円)

| 区 分 | 14年度決算額 |
|-------------|---------|
| 農 業 農 村 整 備 | 1,059 |
| 道 路 橋 り ょう | 126,153 |
| 河 川 海 岸 | 71,069 |
| 都 市 公 園 | 2,603 |
| 災 害 復 旧 | 605 |
| 計 | 201,489 |

※ 維持管理費は、都道府県負担分を記載

り調理室を設けることが義務付けられており、調理室の設置費用および調理員の人件費が相当な負担となる。このため、例えば、地方公共団体が住民ニーズに沿って既存の幼稚園の空き教室等を利用して保育所を設置することが困難となっている。また、保育士の数、乳児室の面積などについても、平成16年度に公立保育所の運営費が一般財源化されたにもかかわらず、基準の見直しが行われていない。

【事例3】中山間地域総合整備事業により整備した活性化施設

中山間地域総合整備事業により整備した活性化施設内では、国の手引き書により地域の特産物や農産物のPR等を目的とした展示の傍ら小規模の販売を行うこともできるというが、直売の常設施設や営利目的の販売等は認められていない。

【事例4】国庫補助事業で整備した施設の目的外使用

国庫補助事業で整備した施設を他の目的に使用する場合、政令により残存価額に相当する補助金を返還しなければならぬため、施設の一部を公共的な利用目的であってもボランティアなどの民間の団体に貸し出すことができない。

【事例5】廃棄家電の引取等に関する法律、同法施行令(政令)

特定家庭用機器再商品化法により廃棄家電の引取等に関する監督業務は、国の直接執行事務とされているが、国の監視が行き届きにくく、廃棄家電が不法投棄された場合は地方公共団体が処理せざるを得ない。しかし、同法上、地方公共団体は小売業者等への報告徴収や立入検査を行う権限を有しておらず、適切な対応ができない。

特定家庭用機器再商品化法による監督業務

【事例6】福祉のまちづくりでの総合行政

地方が主体的・先導的に取り組んできた福祉のまちづくりの分野に、事後に交通バリアフリー法により公共交通機関の旅客施設や車両等に関する構造・設備基準を設け、審査や改善命令を国の直接執行事務としたため、地方公共団体が福祉のまちづくりでの総合行政を実施しづらくなっている。

【事例7】個別的労使紛争

都道府県は、個別的労使紛争について従来から労働相談等を実施しており、利用者の側からすれば、従来からのノウハウを有し、地方の実情や特性を踏まえた解決が期待できる都道府県が個別的労使紛争の解決を担当することが望ましい。

しかし、国は、法律により個別労働関係紛争の解決を国の直轄事務とし、地方公共団体との競合関係を生じさせている。

参照 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律

【事例8】 持続性の高い農業生産方式の導入

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律では、都道府県が導入指針を定め、農業者が策定する導入計画を認定し、導入に係る金融・税制上の支援措置を講ずることとしている。しかし、農業生産方式の内容が法律及び省令で詳細に規定されているため、事務を執行する都道府県において、区域の特性に応じた解釈・運用を行う余地がない。

参照 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律

【事例9】 海岸保全施設の整備

海岸保全施設の整備は、国土交通省河川局、同省港湾局、農林水産省農村振興局、同省水産庁とそれぞれ所管する省庁が異なるため、同じ地区であっても整備完了時期に差が生じ、一体的に整備することができない。

各補助事業実施要綱

【事例10】 商工会議所の定款変更

商工会議所の定款（役員および部会部分）を変更する場合、商工会議所法施行規則により定款に関しては国と県に権限が分かれているため、国と県それぞれに同じ定款変更の許可申請を行う必要がある。

参照 商工会議所法施行規則（省令）

【事例11】 農地転用

農地の転用にあたっては、2 ha超4 ha以下は国への協議、4 ha超は国の許可が必要となっており、協議への回答や許可まで相当の労力と時間を要している。

農地転用の許可事務は、すでに全国統一的な基準によって行われており、特段国の関与の必要性は低い。

参照 農地法

【事例12】 国定公園内の新たな遊歩道整備

国定公園内に新たな遊歩道を整備しようとしても、国の要領で国定公園計画の見直しは5か年ごとしか行わず、この間は原則として計画変更を行わないこととされているため、見直しまでの数年間は整備することができない。

参照 国立公園計画の再検討要領（準用通知）

【事例13】 新住宅市街地開発法に基づき造成した宅地の処分

新住宅市街地開発法に基づき造成した宅地を処分する際は、事前に、価格 処分方法等を定めた処分計画を作成して、国土交通大臣に協議し、その同意を得ることが必要とされており、事前協議に時間がかかるため、迅速に処分を進めることができない。

参照 新住宅市街地開発法

【事例14】 土地利用計画

土地利用計画上、企業向けの処分用地が「特定業務施設用地（＝事業所等）」と「公益的施設用地（＝学校、購買施設等）」に細分化されているため、進出希望企業から、用途区域をまたがるような大型商業施設の立地意向があった場合、立地予定地の土地利用計画を一部変更（特定業務施設用地 公益的施設用地）する

必要があり、迅速な誘致交渉を進めることができない。

参照 新住宅市街地開発法

【事例15】 小規模宅地処分

民間事業者から、府県の宅地を購入して住宅を建設し、住宅付き宅地として住宅需要者に販売したいという希望があっても、新住宅市街地開発法施行令では、「全体住区面積の1/3以内」で、かつ、「一団の宅地として25戸以上」でなければ、民間事業者へのいわゆる「卸売り」は認められておらず、小規模宅地処分の妨げになっている。

参照 新住宅市街地開発法、同法施行令

【事例16】 松くい虫の防除作業

松くい虫の防除作業に早急に取り組まなければならないにもかかわらず、被害拡大防止林の区域指定に関する国の同意を得るために2カ月要したため、実際に防除作業を行ったのは3カ月後となった。

参照 森林病害虫防除法

【事例17】 認可保育所の入所要件

児童福祉法により、保育に欠ける」という入所要件を満たさなければ、認可保育所に子供を入所させることができない。「保育に欠ける」要件は、保護者が、昼間労働することを常態としていたり、同居の親族を常時介護していることなど、児童福祉法施行令に基準として限定列举されている。このため、入所決定の判断が画一的となり、不規則勤務や夜間勤務の人などは、保育所を利用することが難しく、また、在宅で子育て

中の家庭が、資格取得や育児疲れ等を理由に、子供を入所させることができない。

参照 児童福祉法、同法施行令

【事例18】 地方公共団体の各種基本計画

地方公共団体が地域の各種基本計画を策定する場合、本来自治事務であるにもかかわらず、国土交通大臣等の協議、同意が必要とされているため、地方公共団体の自主性、自立性が阻害され、また、協議等に労力と時間を費やしている。

主な基本計画

- ・土地利用基本計画・農業振興地域整備基本方針
- ・下水道整備総合計画・都道府県立自然公園計画など

【事例19】 職業能力開発校の設置

職業能力開発促進法により県は職業能力開発校を設置することが義務付けられているため、都道府県に一つしかない場合は、同じ内容を開講する民間の職業能力開発施設が近辺にいくつかでき、職業能力開発校がほとんど利用されなくなっても廃校できない。

参照 職業能力開発促進法

【事例20】 国から地方公共団体への資料提出要求

国から地方公共団体への資料提出要求が後を絶たず、「助言・勧告・情報提供、に必要」という法定要件を欠いたり、短期間で回答を求めたりするため、地方公共団体の過重な負担となっている。

参照 地方自治法

活 動

付記意見

全国知事会議において、改革案に意見を付記することを決定し、これに従い提出された意見は下記のとおりである。

群馬県知事 小寺 弘之

・地方自治の現場に40年以上携わった者として、地方が自立し、地方分権を確立させて、多種多様な日本として繁栄させたい。

・国が補助金によって地方を手取り足取り指導・支配することは、国民の利益にならない。

・国庫負担金と国庫補助金は、地方財政法の定めが異なる。負担金は、国の義務負担であり、国が財源保障すべきものである。一方、補助金は、必要があると認める時に限り交付することができるものと定められており、これはなるべく少なくし、一般財源化して地域の実情に合わせたものにして欲しい。

・義務教育国庫負担金は、国庫補助金の廃止を優先させ、その後位置づけをされてよいのではないか。教育は極めて大事なことで、もう少し議論を深める必要がある。

・総理が3兆円の税源移譲を決めたことは画期的なことであり、是非実現させたいと考える。

栃木県知事 福田 昭夫

・我が国の教育のあり方を時間をかけて慎重に議論すべきとの観点から、義務教育費国庫負担金については第2期分で行うべきである。

・削減額を3兆円に積み上げるなら、

第1期では義務教育費国庫負担金としては加配職員、栄養職員、事務職員分までである。その他は公共事業や奨励的補助金で対応してはどうか。

東京都知事 石原 慎太郎

義務教育費国庫負担金の廃止、一般財源化に反対する。

本来、義務教育の水準の確保は国の責任で行われるべきであり、これを実質的に担保しているのは、義務教育費国庫負担金制度である。

教職員の人件費に充てられる国庫負担金を廃止しても分権化には結びつかず、地方の財政状況によっては、却って教育水準の低下が危惧される。

国庫負担金については、義務教育における水準の確保や国と地方の役割分担など本質的な議論を徹底的に行うため、望ましい財源負担のあり方を正面から議論すべきである。

そもそも、今回の国庫補助負担金の廃止問題については、まず始めに国から投げられた3兆円ありきで議論が行われているが、本来、国と地方の役割分担など地方税財政制度全般のあり方の見直しと一体で検討すべきものである。

なお、一般財源化に伴い国の財源保障を求める意見が出されたが、破綻の危機に瀕している交付税の現状からみて、将来にわたり確実な財源保障が維持できるのか疑問がある。

山梨県知事 山本 栄彦

義務教育は憲法上の国民の権利義務に関わるものであり、教育の機会

均等と教育水準の維持向上を保障することは、第一義的には国の役割であり責務である。

一般財源化による地域間格差をもたらすものであってはならない。

財源論に終始することなく、国づくりの根幹をなす人づくりについて、国家百年の大計のもと、真摯に教育論を展開すべきである。

長野県知事 田中 康夫

そもそも、今回の「三位一体改革」にあたっては、中央政府と地方自治体の役割分担を明確に議論し、その合意に基づいて、具体的に削減すべき国庫補助負担金の種類、額について協議を進めるべきである。

すなわち、今回の国からの提案に対しては、削除すべき3兆円の国庫補助負担金のリストを回答するのではなく、「まず、国の側が、省庁の枠組みを超え、国民のためにどのような役割を果たし、財源を手当てしていくのか示すべき」と回答することが望ましい。

義務教育費国庫補助負担金についていえば、人材こそが唯一無二の資源である日本において、基礎的な学力を全ての子どもに授ける義務教育は、その実施主体を問わず、国家が責任を持って財源保障すべきものである。

これまで一部の自治体が、学校図書費や公立保育園の運営費の一般財源化にともない、これら費用を他の費用へと充当し、図書の不足や保育の低下が生じている現状を鑑みれば、義務教育費を一般財源化するこ

とにより、財政力のある自治体とそうでない自治体の間で、受けられる義務教育に大きな格差が生じかねない。したがって、国、地方共に財政が破綻状況にある中、義務教育費については、教育目的の別枠の財源を国において設け、ナショナルミニマムとしての教育水準を確保するべきである。

三重県知事 野呂 昭彦

義務教育制度は、国の将来の発展を支えるものであり、その基本的部分において全国で格差が生じないよう、財政負担の根幹については国が確実に責任を果たしていくことが重要である。また、地方の自由度、裁量をより高めることについては、総額裁量制はもとより、義務教育に係る諸制度をより柔軟なものとするこ

とによって対応すべきである。このため、義務教育国庫負担金については、本来、国庫補助負担金廃止の対象とすべきものではないと考えるが、少なくとも今回の見直し対象から外して、先ず、義務教育のあり方、国と地方の役割分担などについて、教育的見地から議論を深めていくべきである。

滋賀県知事 國松 善次

義務教育については、全国的に一定水準が確保されなければならないことや、今日さまざまな課題を抱えていることから、単に税源移譲の視点からだけでなく、幅広い視点から十分議論を尽くすべきである。このため、義務教育費国庫負担金の廃止については、第2期に実施すべきも

活 動

地方六団体の改革案取りまとめの経緯

- 5月25日
地方財政危機突破総決起大会(7千名規模の参加)
- 6月3日
「骨太方針2004」の提示(6月4日閣議決定)
・三位一体の改革の全体像を16年の秋に明らかにし、年内決定。
・税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。
・その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する。
- 6月3日
「骨太方針2004」に対し、地方6団体会長談話を発表
- 6月9日
国庫補助負担金改革の具体案の取りまとめについて内閣府から要請(内閣府より地方6団体へ口頭要請)
- 6~7月
地方6団体会長、執行3団体会長で、頻繁に会談、協議
・改革案に盛り込む内容、移譲対象補助金の考え方について意見交換。
・「小異を捨て大同につく」との基本方針で合意形成に取り組む。
- 7月15日
全国知事会議
・改革案の作成に向けての意見交換。
・改革案の取りまとめに当たって市町村の意向を尊重することを確認。
- 8月17日
全国町村会：改革案了承
- 8月18日
全国市長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会：改革案了承
- 8月19日
全国都道府県議会議長会：改革案了承
- 8月18, 19日
全国知事会議
・改革案の提出了承
・義務教育に関しては、付記意見を付ける。
- 8月19日
地方6団体会長会議(最終合意、改革案提出に当たっての共同声明発表)

のと考える。

鳥取県知事 片山 善博
義務教育費国庫負担金の削減には反対。

国庫補助負担金等に関する改革案を政府に提出することについては賛成であるが、税源移譲額が3兆円に達しないのであれば、義務教育費国庫負担金については補助金削減リストから外すべきである。

広島県知事 藤田 雄山

義務教育制度の根幹を維持するための税財源措置は国の責務として確保すべきであり、平成16年度において国と地方の信頼関係を損なわせるような大幅削減が行われた地方交付税による財源保障は、現段階では確実に担保される財源とは考えられない。従って、第1期において一般財源化を行うのは、地方の裁量により対応が可能な加配教職員や学校事務職員分(約3,000億円)に留めるべきである。

愛媛県知事 加戸 守行

国庫補助負担金等に関する改革は、地方分権の理念哲学の下に行うべきである。

義務教育は、憲法上の要請に基づく国の責務であって、全国一律の教育水準を国の責任で維持することを担保するものが、義務教育費国庫負担金制度であることから、この負担金は、移譲対象補助金からは除外すべきである。

佐賀県知事 古川 康

本県は、義務教育国庫負担金の一般財源化について、義務教育の「そもそも論」と併せて議論すべきものであり、慎重に検討すべきとの見解であり、これまでも県独自の案(プロポジション)(平成16年7月13日公表)等で主張してきたところ、

今後の国と地方の協議において、義務教育の「そもそも論」を併せて議論することを強く求めます。

長崎県知事 金子 原二郎

本県は義務教育費国庫負担金等の廃止については反対の立場であり、事前のアンケートにおいてもこの旨回答しているが、最終的な改革案については、全国知事会が一丸となつて地方分権の推進・三位一体の改革」に取り組むという大局的・長期的な判断を重視する立場から採決においては賛成とした。

大分県知事 広瀬 勝貞

以下の理由により、義務教育費国庫負担金を「廃止して税源移譲すべき国庫補助負担金リスト」に盛り込むことに反対する。

- 1 義務教育は、国民としての必要な基礎的資質を培うものであり、国は教育の全国的なスタンダードを定め、子供たちがどこに生まれようと、どこに転校しようと、安心して教育を受けることができるようにする責任を有していること。
- 2 この国の責任と、これを財政的

に担保する義務教育費国庫負担金は、一体のものとして取り扱われるべきであること。

3 仮に、一般財源化された場合、税源の偏在に伴い、本県のように財政力の弱い団体においては、国庫負担金の廃止に見合うだけの財源措置は見込めず、この不足を補うはずである地方交付税についても、交付税総額が抑制基調である中、確保されるかどうか不透明な状況であり、結果的に地域住民の負担を増加させるおそれがあること。

4 3兆円の税源移譲に対して、それに見合う削減リストをそろえるべきとの議論があるが、今回の移譲税源は所得税であり、その分交付税原資が約1兆円減ることとなり、ネットの税源移譲額は約2兆円である。したがって、義務教育費国庫負担金を削減リストからはずしたとしても、今回提案のリストとしては十分見合うものといえること。

活 動



国庫補助負担金等改革案提出に当たっての共同声明

地方六団体は、6月4日の「基本方針2004」の閣議決定に基づき政府からの要請を真摯に受け止め、我々の提示する一定条件の受け入れを前提に「国庫補助負担金等に関する改革案」を取りまとめた。「小異を捨て大同につく」という観点に立ち、共同案として提示することができたことは、「真の地方分権改革」を推進するという我々の強い姿勢を示すものである。

よって、国においては、地方分権の推進に関する国会決議や地方分権一括法の施行に至った経緯及びこれらが国民の総意に基づくことを改めて確認するとともに、この改革案と

これに込めた我々の思いを真摯に受け止めるべきである。今後、誠意を持って地方六団体との協議を進めながら、改革の全体像を速やかに提示し、平成17、18年度の改革を着実に推進するとともに、平成19年度以降も更に、地方分権改革の本旨にかなった改革を行うよう、強く求める。

平成16年8月19日

全国知事会 会長 梶原 拓

全国都道府県議会議員会 会長 上田 信雅

全国市長会 会長 山出 保

全国市議会議員会 会長 片山 尹

全国町村会 会長 山本 文男

全国町村議会議員会 会長 中川 圭一

三位一体改革に係る国庫補助負担金等の改革に当たっての留意事項

今回の国庫補助負担金の改革に当たり、下記事項について確認する。

記

公共事業等の国庫補助負担金の一般財源化に当たっては、都道府県は、責任を持って必要な事業量を確保するとともに、社会福祉施設整備事業を含め、市町村に新たな負担や負担増となることはしない。

平成16年8月24日

全国知事会 会長 梶原 拓

全国市長会 会長 山出 保

全国町村会 会長 山本 文男

お役に立ちたい!!

システムシンクは自治体様の立場に立って一緒に考え、ものづくりを行います。自治体様の情報処理システムに関するコンサルティングから、システムの設計・製造、ネットワークの設計・構築、並びにそれらに関する運用・保守までトータル的なサービスをご提供致します。是非、ご相談ください。

| 事業サービス | | | パッケージ商品 | | | | |
|--------------|----------|----------|----------|--------------|--------------|-----------------|---------------|
| コンサル ティング | ソフトウェア開発 | | 運用 保守 | 健康管理 システム | デジタル アルバム | セキュリティ 管理ツール | 携帯電話 管理ツール |
| | 業務システム | ダウンサイジング | | | | | |

 System Think

株式会社システムシンク

〒141-0031 東京都品川区西五反田2-30-4 BR五反田1F TEL:03-5434-7484 FAX:03-5434-0421

http://www.system-think.co.jp

E-mail:kst@system-think.co.jp